

愛知県教育委員会低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県教育委員会が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（第167条の13で準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本要領の対象となる工事は、次条第2項に基づき算定した割合を予定価格に乗じて得た額（以下「基準価格」という。）を設定した工事とする。

(基準)

第3条 政令第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき」の基準は、その者の申込みに係る価格が基準価格に満たない場合とする。

2 割合の算定は予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

- 一 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- 二 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- 三 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額
- 四 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 特別なものについては、前項の規定にかかわらず10分の9から10分の7の範囲内で適宜の割合とする。

(入札の執行)

第4条 当該工事に係る主務課長（以下「主務課長」という。）は、事前に入札参加資格者へ、当該入札において低入札価格調査制度を実施する旨を周知するものとする。

2 低入札価格調査制度を適用した入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第5条 前条の入札が行われた場合には、基準価格を下回る価格で入札を行った者により、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるか否かについて次のような内容により、最低価格入札者等から事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- 1 その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書を徴収）
- 2 手持工事の状況
- 3 手持資材の状況

- 4 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- 5 労務者の具体的供給見通し
- 6 過去に施工した公共工事名等及び工事成績
- 7 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会）
- 8 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）
- 9 その他必要な事項

（調査の結果）

第6条 主務課長は、前条により実施した調査の結果を低入札価格調査報告書（様式1及び様式2）により愛知県教育委員会契約審査会（以下「審査会」という。）へ報告し、意見を求めるものとする。

- 2 審査会は、前項の報告に基づき審査を行った場合は、その意見についての審査結果記録（様式3）を付して、低入札価格審査結果通知書（様式4）により主務課長に通知するものとする。

（落札者の決定）

第7条 主務課長は、前条第2項の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、すみやかに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、その他の入札参加者全員に対しその旨（様式5）を通知するものとする。

- 2 主務課長は、前条第2項の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合にあっては、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第5条以降の最低価格入札者等と同様の手続を行い落札者を決定するものとする。
- 4 第2項及び前項により、次順位者を落札者と決定したときには、次順位者に対して落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者全員に対しその旨を通知するものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式1

低入札価格調査報告書

平成 年 月 日

契約審査会長 殿

課 長

平成 年 月 日に入札を実施した下記工事について、基準価格を下回る入札が行われましたので、別紙のとおり、当該契約の内容に適合した履行が確保されるか否かの調査を行いました。

つきましては、契約審査会において、その適否を審査してください。

記

1 工事名

2 工事場所

低入札価格調査報告書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
入 札 執 行 日	平成 年 月 日 ()
最 低 価 格 入 札 業 者 名	
入 札 価 格	円 (予定価格に対する比率 %) (予定価格 円 基準価格 円)
調	その価格により入札した理由
査	手持ち工事況
項	手持ち資材況
目	

調査項目	資材購入先 及び購入先と 入作者の関係	
	労務者の具体的 供給見通し	
	過去に施行した 公共工事名 及び工事成績	
	経営状況	
	信用状況	
	その他必要な 事項	
総合的な主務 課長の意見		

様式 3

愛知県教育委員会契約審査会審査結果記録

下記のとおり審査しました。

記

審 査 日 時	平成 年 月 日 ()
開 催 場 所	〇〇〇〇会議室
工 事 名	
工 事 場 所	
業 者 名	
入 札 日	平成 年 月 日 ()
審 査 結 果	※例 当該入札価格により、契約の内容に適合した履行がされると判断する。

様式4

低入札価格審査結果通知書

平成 年 月 日

課 長 殿

契 約 審 査 会 長

下記工事について、契約審査会で審査した結果、適合した履行が認められる。確保される
確保されない と

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

愛知県教育委員会低入札価格調査実施事務手続内規

(趣旨)

第1 この内規は、愛知県教育委員会低入札価格調査実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、要領の運用にあたっての必要な事務手続きについて定めるものである。

(用語の定義)

第2 要領第3条第2項の「現場管理費相当額」とは、土木工事にあつては現場管理費の額、建築工事にあつては現場経費の額をいう。また、「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「現場経費」の用語の定義については、原則として愛知県建設部「積算基準及び歩掛表」及び「建築工事積算要領」による。

(要領第3条関係 基準価格の予定価格書への記載)

第3 要領第3条第1項の本文の基準価格は次の算定式のとおりであるが、基準価格を算定するにあたっては、同条第2項の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。

ただし、この合計額に1万円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

$$\text{予定価格} \times \frac{\text{第2項（又は第3項）の合計額} \times 1.08}{\text{予定価格}}$$

2 要領第3条第2項に基づき算定された割合が10分の7に満たない場合は次の計算式により算定される額

ただし、予定価格に108分の100を乗じて得た額（通常は予定価格の算定の基礎になった工事価格）に10分の7を乗じて得た額に1万円未満の端数がある場合は、当該端数を切り上げた額に100分の108を乗じて得た額。

$$\text{予定価格} \times 7/10$$

3 事務の適正な執行を確保するため、予定価格を記載する場合には、要領第3条に定められた基準に基づく具体的な金額を「基準価格〇〇〇〇円」及び当該基準価格に108分の100を乗じて得た金額を「比較基準価格〇〇〇〇円」と記載しておくものとする。

(要領第4条関係入札の執行)

第4 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は入札者に対して「保留」を宣言し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、落札は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(要領第6条関係 調査の結果)

第5 主務課長は、低入札価格調査報告書を契約審査会長へ提出するものとする。

2 前項の報告書が提出されたときは、契約審査会長はすみやかに契約審査会を開催するものとする。

附 則

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。